



マチレット

おくやみ 手続きガイド

東大和市

この度のご不幸に際し、心よりおくやみ申し上げます。

死亡届を提出した後、様々な手続きが発生します。主に市役所での
手続きを掲載しました。ご遺族の皆様の一助になりましたら幸いです。

住所が他自治体にある方が亡くなった場合は、こちらを参考にし、
該当の自治体にお問い合わせください。

東大和市役所 代表電話番号:042-563-2111



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2023年11月発行 発行・監修:東大和市役所

編集・デザイン:株式会社ジチタイアド (TEL:092-716-1401)

不動産に関するお悩み ございませんか？

建物の
老朽化が
心配

敷地内の
雑草の
管理

防災上の
不安

防犯上の
不安

故人が住んでいた家には沢山の思い出が詰まっているはずですが、その思い出の家を、親族が住居として使うのか、そのまま残しておくのか。「壊したくない・残しておきたい」という気持ちがあっても、手入れや管理が難しく、防犯・防災上の問題が出てくる場合があります。



そこでぜひ当社にご協力させてください

相談・査定無料、秘密厳守、買取り金額を即ご提示致します。
買取り困難・金額が合わない場合は、埼玉県西部地区不動産仲介事業実績1位の当社が、買主様又は買取り業者探しをスピーディにお手伝い致します！

査定・売却相談お問い合わせフォームに直接アクセスできます▶



西武開発グループは、
『住まい』を中心とした『暮らし』の
トータルサービス企業を目指します。

株式会社西武開発は地域の皆様と共に歩み続け、おかげさまでも創業40周年を迎える事が出来ました。当社は創業以来変わらないスタンスとして「地域に貢献できる住環境のご提供」に取り組んでおります。お客様からも、他の不動産業者からも信用が得られる、頼りになる存在を目指した結果、埼玉県西部地区と東京都三多摩地区という狭い商圏での営業ですが、不動産仲介事業で全国30位、埼玉県西部地区1位の実績を上げることが出来ております。(2021年度 日経流通新聞社調べ)

リフォーム・アフターメンテナンス
株式会社リリーフ・イチマルイチ

ファイナンス・保険・インテリア
株式会社リビングコンシェルジュ
[ARUHI フラット35代理店 / 生保・損保代理店]

情報誌発行
株式会社西埼玉ばど



不動産仲介事業

埼玉・東京都下に展開する支店の情報ネットワークを最大限活用し、買いたい人、売りたい人の架け橋となり、お客様の住まい探しのニーズにお応えします。

戸建て分譲・注文住宅事業

- 木造戸建て住宅 [lifeism] の分譲・販売
- RC住宅の分譲・販売
- 注文住宅

マンション分譲事業

- 当社オリジナルマンション [AQUES] シリーズの分譲・販売



株式会社西武開発

立川店

お問い合わせはフリーダイヤルで

0120-153-741

E-mailで立川店にお問い合わせの場合は tachikawa@seibu-k.co.jp
西武開発webサイト https://www.seibu-k.co.jp
〒190-0023 立川市柴崎町4丁目6-34 TEL.042-548-3711(代) FAX.042-548-3722

●宅建業免許/国土交通大臣(5)第6323号 ●建設業許可/埼玉県知事(特-3)第48854号 ●(公社)不動産保証協会会員 ●(公社)全日本不動産協会埼玉県本部会員 ●(一社)全国住宅産業協会会員 ●(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 ●本社/埼玉県所沢市新井4-78-25



おくやみ手続き一覧

市役所1階西側

対象の方	手続きの内容	期間	必要なもの	担当課	確認
世帯主であった方	・残された世帯員が2人以上いる場合は、新しい世帯主を登録する手続きが必要です。	亡くなった日から概ね2週間以内を目安	必要な書類等は、お問い合わせください。	1 市民課	<input type="checkbox"/>
印鑑登録証をお持ちの方	・印鑑登録証を返却してください。		印鑑登録証	1 市民課	<input type="checkbox"/>
国民健康保険の資格を有していた方	・国民健康保険被保険者証を返却してください。世帯主の方が死亡した場合は、その世帯全員の被保険者証を返却してください。新しい世帯主での被保険者証を交付します。 ・葬祭を行った方(喪主)の申請に基づき、葬祭費を支給します。	葬祭を行った日の翌日から2年以内	葬儀の領収証等が必要となります。詳しくはお問い合わせください。	2 保険年金課 (国民健康保険給付係・国民健康保険税係)	<input type="checkbox"/>
後期高齢者医療制度の資格を有していた方(75歳以上、又は65歳以上で一定の障害のある方)	・後期高齢者医療被保険者証を返却してください。 ・葬祭を行った方(喪主)の申請に基づき、葬祭費を支給します。	葬祭を行った日の翌日から2年以内	葬儀の領収証等が必要となります。詳しくはお問い合わせください。	2 保険年金課 (高齢者医療年金係)	<input type="checkbox"/>
年金を受給していた方	・未支給年金の請求ができる場合があります。手続き先は、年金事務所、各共済組合となります(障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金を受給されていた方は、市役所でも受け付ける場合があります)。	速やかに手続きをお願いします。	亡くなられた方の年金証書をご用意の上、お近くの年金事務所、または「ねんきんダイヤル(TEL 0570-05-1165)」へお問い合わせください。共済年金を受給していた方は、各共済組合へお問い合わせください。	2 保険年金課 (高齢者医療年金係)	<input type="checkbox"/>
年金に加入中だった方	・遺族厚生年金の請求ができる場合があります(厚生年金に加入したことがある方の手続きは、年金事務所で受け付けます)。 ・遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金を請求できる場合があります(国民年金のみに加入されていた方、及び死亡一時金の手続きは市役所でも受け付けます)。	速やかに手続きをお願いします。	亡くなられた方の基礎年金番号が確認できるものをご用意の上、お近くの年金事務所、または「ねんきんダイヤル(TEL 0570-05-1165)」へお問い合わせください。	2 保険年金課 (高齢者医療年金係)	<input type="checkbox"/>
税金の未納や、口座振替の登録がある方	・相続権を有する方に対し納付方法のご案内があります。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	3 納税課	<input type="checkbox"/>
市民税・都民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税が課税されていた方	・相続人代表者届出書等の届出が必要となりますので、お問い合わせください。	相続人代表者が決まりましたら、随時	相続人代表者届出書その他必要な書類等は、お問い合わせください。	4 課税課	<input type="checkbox"/>
原動機付自転車、二輪車、三輪車、四輪車等の軽自動車をお持ちの方	・名義変更または廃車の届出が必要となりますので、手続き場所等のご案内があります。	新しい所有者が決まりましたら、随時	必要な書類等については、お問い合わせください。	4 課税課	<input type="checkbox"/>

市役所1階東側

対象の方	手続きの内容	期間	必要なもの	担当課	確認
保育施設に通う児童	・保育施設の取下げの手続きが必要です。	随時	取下届	6 保育課 (保育・幼稚園係)	<input type="checkbox"/>
保育施設に通う児童と同居していた方	・世帯員の変更手続きが必要です。 (同居していれば別世帯でも手続きが必要です)	随時	変更申出書 その他必要な書類等は、お問い合わせください。	6 保育課 (保育・幼稚園係)	<input type="checkbox"/>
18歳以下の子ども	・手当、医療費助成などの手続きが必要になることがありますので、詳細はお問い合わせください。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	7 子育て支援課	<input type="checkbox"/>
18歳以下の子ども(障害のある子どもの場合は20歳未満が対象)を養育していた方	・手当、医療費助成などの手続きが必要になることがありますので、詳細はお問い合わせください。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	7 子育て支援課	<input type="checkbox"/>
身体障害者手帳及び愛の手帳をお持ちの方	・各種手当の消滅手続きが必要です。	随時	身体障害者手帳、愛の手帳	8 障害福祉課 (庶務係)	<input type="checkbox"/>
身体障害者手帳及び愛の手帳をお持ちの方	・手帳の返還申請やサービスの廃止等の手続きが必要です。	随時	身体障害者手帳、愛の手帳	8 障害福祉課 (障害福祉係)	<input type="checkbox"/>
自立支援医療受給者証や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・受給者証や手帳の返還手続きが必要です。	随時	自立支援医療受給者証、精神障害者保健福祉手帳	8 障害福祉課 (医療助成係)	<input type="checkbox"/>
難病医療費助成制度、肝炎治療医療費助成制度、小児慢性特定疾病医療費助成制度の受給者証または医療券をお持ちの方	・医療券の返還や各種手当の廃止の手続きが必要です。	随時	受給者証または医療券、手当の対象の方は印鑑	8 障害福祉課 (医療助成係)	<input type="checkbox"/>
生活保護受給者の方	・葬祭扶助の申請をすることができます。	葬祭を行われる前にご相談ください。	必要な書類等は、お問い合わせください。	9 生活福祉課	<input type="checkbox"/>

市役所2階

対象の方	手続きの内容	期間	必要なもの	担当課	確認
介護保険被保険者証等をお持ちの方	・介護保険被保険者証を返却してください(介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方はあわせて返却してください)。	随時	介護保険被保険者証(介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証)	1 介護保険課 (介護保険係、介護給付係)	<input type="checkbox"/>
高額介護サービス費の支給予定の方や、住宅改修又は福祉用具購入を申請中の方	・振込先の変更の手続きが必要です。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	1 介護保険課 (介護給付係)	<input type="checkbox"/>

対象の方	手続きの内容	期間	必要なもの	担当課	確認
要介護認定申請中の方	・要介護認定が不要である場合は、申請の取り下げを行ってください。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	1 介護保険課 (介護認定係)	<input type="checkbox"/>
高齢者福祉サービス等を利用していた方	・高齢者福祉サービス等の廃止の届出が必要です。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	2 地域包括ケア 推進課(高齢 者支援係)	<input type="checkbox"/>

市役所3階

対象の方	手続きの内容	期間	必要なもの	担当課	確認
市営住宅の使用者または同居者の方	・市営住宅の契約関係の手続きが必要になることがあります。詳しくはお問い合わせください。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	3 総務管財課 (用地管財係)	<input type="checkbox"/>
台帳地目が農地(畑・田)である土地を相続した方	・農地法第3条の3の規定による届出書を提出してください。	新しい所有者が決まりましたら、随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	5 産業振興課	<input type="checkbox"/>
台帳地目が農地(山林)である土地を相続した方	・森林法による届出が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。	新しい所有者が決まりましたら、随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	5 産業振興課	<input type="checkbox"/>
風水害や地震等の自然災害により被災された方	・り災証明が必要な場合、お問い合わせください。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	6 防災安全課	<input type="checkbox"/>
亡くなった方、もしくはは葬儀を行う方が東大和市民の方	・市民葬儀を希望される場合、指定業者をご案内します。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	7 地域振興課	<input type="checkbox"/>
犬を飼っている方	・飼い主の変更の手続きが必要です。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	8 環境対策課	<input type="checkbox"/>

市役所5階

対象の方	手続きの内容	期間	必要なもの	担当課	確認
学童保育所・ランドセル来館を利用していた児童	・退所の届出が必要です。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	3 青少年課	<input type="checkbox"/>
学童保育所・ランドセル来館を利用していた児童の保護者の方	・変更の届出が必要です。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	3 青少年課	<input type="checkbox"/>

その他

対象の方	手続きの内容	期間	必要なもの	担当課	確認
図書館利用登録者の方	資料の返却や図書館利用登録の削除の手続きが必要です。	資料は返却期限内に。利用登録の削除は随時。	図書館資料 その他必要な書類等は、お問い合わせください。	中央図書館: TEL 042-564-2454	<input type="checkbox"/>
火災により被災された方	り災証明が必要な場合、お問い合わせください。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	北多摩西部消防署 予防課: TEL 042-565-0119	<input type="checkbox"/>

戸籍・住民票(除票)の取得についてのご案内

- Q** 東大和市が本籍地です。死亡届を出してから、戸籍に内容が反映されるまでどれくらいかかりますか？
- A** 届出をしてから、一週間程度かかります。
東大和市以外の役所に届出をした場合は、当市に死亡届が到着してから一週間程度かかります。
- Q** 「出生から死亡までの戸籍」とは何ですか？
- A** 戸籍は婚姻等の届出をしたときや、法律が変わるたびに新しく作られます。
それらすべての戸籍を集めたものが、「出生から死亡までの戸籍」となります。

Aさんのケース



上記の例の場合、三か所(東村山市・小平市・東大和市)で戸籍を請求する必要があります。
役所に請求する際は、「〇〇〇〇(Aさんの名前)の出生から死亡までの戸籍を集めている」と伝えていただくスムーズです。

- Q** 戸籍や住民票(除票)を請求できるのはどのような関係性の人ですか？
- A** 戸籍：直系親族(親・子・孫等)や配偶者です。(兄弟・姉妹は直系親族にはあたりません)
住民票(除票)：同一世帯の人です。

上記以外の方が請求する場合は、請求することができる人からもらう委任状が必要になります。
委任状をもらうことができない場合には、事前にご相談ください。

東大和市 こころの体温計 検索



自分や大切な方のこころの状態をセルフチェックでき、相談先も掲載されています。
※利用料無料 通信料は自己負担 担当課 東大和市立保健センター



突然の相続発生!

「わからないこと」「悩みごと」がいっぱい...

そもそも...

- 何から手をつけよう
- うち「相続税」がかかるの?
- 「相続手続き」の費用ってどれくらい?

事情があって...

- 戸籍の収集に手が回らない
- 諸事情であまり出歩けない
- 忙しくて日中は時間が取れない



違いがあるの?

- 税理士、司法書士、誰に頼めば良い?
- 税理士によって「相続税」は変わる?

具体的に...

- 相続人同士でもめないか心配
- 土地・建物の名義変更ってどうすればいいの?

一つでも該当される方はお気軽にご相談ください

など

相続専門 税理士法人NCPが ワンストップで「相続」を代行いたします

NCP
グループ
実績

相続税申告件数^{*1}
累計3,600件以上

累計受託件数^{*2}
72,000件以上

累計相談件数^{*2}
205,000件以上



私たちはお客様とのコミュニケーションを大切に、「信頼によって未来は明るくなる」を理念として運営してまいりました。各専門士業との連携によるワンストップサービス、お客様にあわせたスケジュールでの進行など、おひとりお一人に寄り添った相続手続きのお手伝いをしております。これからも、お客様が真に求めるものを見極め、提案し、「より良い暮らし」を送っていただくためのサポートに努めてまいります。



※1 弊社税務担当者11年累計実績 ※2 2004年9月~2022年12月集計実績

ご契約までは
相談無料

まずはお気軽に
お電話ください



0120-262-629

受付時間 10:00~19:00 (年末年始を除き年中無休)

相続のことなら 相続の専門グループ

税理士法人NCP

東京
事務所

TEL 03-6274-8914 Mail info@ncp-o-tax.com

住所 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町12-21 コモンズビル四谷坂町5F

アクセス 曙橋駅(都営地下鉄新宿線)A4出口より 徒歩5分

横浜
事務所

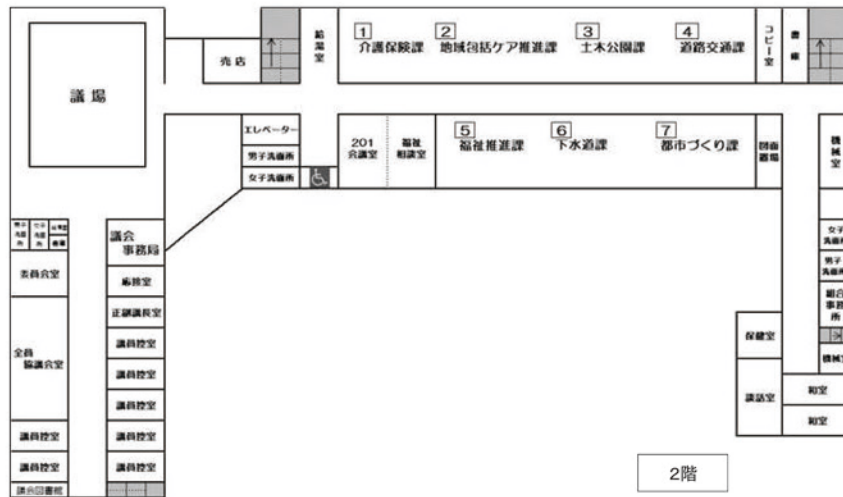
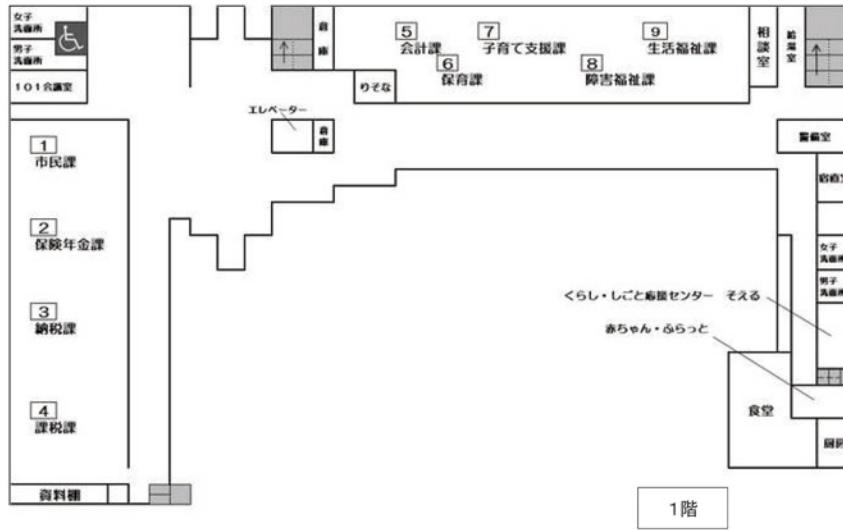
住所 〒221-0834 神奈川県横浜市中区台町17-1 マストビル8F

アクセス 横浜駅より 徒歩8分



詳細は
HPへ

庁舎内地図



謹んでお悔やみ申し上げます

相続税についてのご案内

お亡くなりになられた方の **遺産の総額** が **基礎控除額** を超える場合

遺産…土地/建物/株式や投資信託/現金預金/死亡保険金(一定金額まで非課税) など

亡くなられた日の翌日から**10か月以内**に相続税の**申告が必要**になります



必ずご確認ください

$$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

遺産の総額 が 基礎控除額 を

下回る

申告は**不要**です

ただし、相続前に預金から引出した現金や家族名義の口座へ移した預金、生前に行った贈与がある場合など遺産の範囲には注意が必要です

遺産の総額 が 基礎控除額 を

上回る

申告が**必要**です

ただし、特例などの適用により納税額がゼロとなる場合もあります

- 小規模宅地等の特例
- 配偶者の税額軽減

申告の要否には慎重な判断が必要です。
ご家族だけで悩まず、専門家にご相談ください。

初回相談
無料



遺産分割によって相続税の納税額が変わることがあります。
相続に関する実績と経験豊富な税理士が、お客様一人ひとりに親身に対応することをお約束いたします。

G 税理士事務所 グレイス

東京税理士会
税理士 松井達也



☎042-316-8566

東京都国分寺市本町3-11-17 ビルドシティプラザ4F

H P ▶ <http://www.mmmtax.com/>

【平日】9:00~18:00

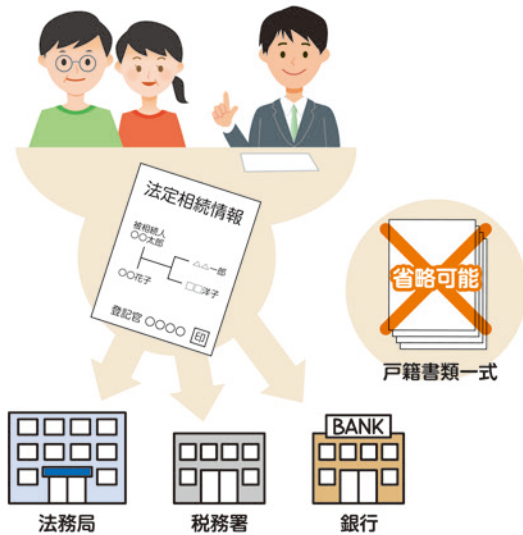
JR中央線「国分寺駅」北口から徒歩3分

MAIL ▶ info@grace-souzoku.jp

※予約していただければ時間外や土日祝日でもご相談可能です。

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。**(※)



次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など

(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- 被相続人の戸籍謄本 被相続人の住民票の除票 相続人の戸籍謄抄本
- 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- 委任状
- (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

- 弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

お片付け代行

遺品整理士の地区統括が お伺いいたします

他社様と比べると2倍ほどお時間をいただきますが、ご家族様のお気持ちに寄り添い“故人が本当に残したかったもの”を探し出します。

✓ 遺品整理

今後のお手続きに必要な書類や貴重品、財産などに関わる物を丁寧に選別いたします。

✓ 買い取り

有価物の査定を行い、高価なものは代行オークションを行います。

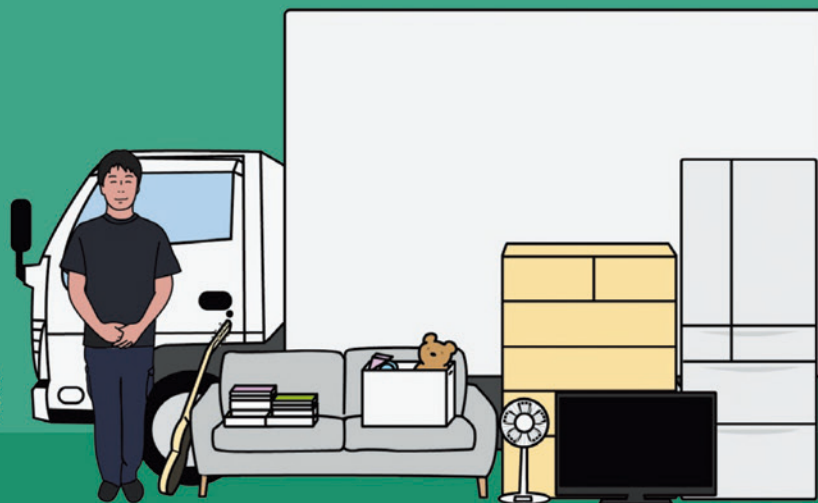
✓ リユース

使える物はクリーニング後に国内外へ寄付などを行います。

✓ ごみの処分

東大和市指定の分別で適切に処分いたします。

お気軽に
ご相談ください！



042-315-2922

08:30 ~ 17:30 / 年中無休



株式会社日本屋

東大和市狭山5-1599

東京都公安委員会許可第 308792115824

行政手続を専門とする

あなたの街の法律家

東京都行政書士会立川支部



このような困りごとありませんか？

- 遺産分割ってどうすればいいのかわからない
- 相続人、相続財産の調査の仕方がわからない
- 遺産分割協議書をどう書けばいいのかわからない
- 銀行預金の相続の手続きについて教えてほしい
- 亡くなった人の車は乗ってもいいのか教えてほしい
- 誰も住まなくなる空き家をどうすればいいのかわからない
- 会社を子供に継がせたいけれど、どうすればいいのか …など

私たち行政書士が
力になります！



ご相談の流れ



具体的な内容の相談・依頼になるまでは無料です！まずは、お気軽にお問い合わせください。

東京都行政書士会 **立川支部** TEL.042-512-7870  iriyama@keieihoumu.info

〒190-0012 東京都立川市曙町1-17-1 井上ビル302 (入山行政書士事務所内) | 行政書士会 立川支部 | 